

○ 鈴鹿工業高等専門学校学生準則

平成 17 年 1 月 17 日
規則 第 71 号
最終改正 令和 6 年 3 月 6 日

鈴鹿工業高等専門学校学生準則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この準則は、鈴鹿工業高等専門学校学則（平成 16 年学則第 1 号。以下「学則」という。）第 40 条の規定に基づき、本校の学生（専攻科の学生を除く。以下同じ。）の遵守すべき事項を定める。

(学則等諸規則の遵守義務)

第 2 条 学生は、学則、学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

第 2 章 誓約書及び保護者等

(誓約書)

第 3 条 入学を許可された者は、所定の期日までに別記様式第 1 により保護者等が連署した誓約書を提出しなければならない。

(保護者等)

第 4 条 保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条、第 6 条の 4 及び第 7 条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては 3 親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者とする。

(保護者等の変更)

第 5 条 保護者等を変更する場合、又は資格を失った場合は、直ちに校長に対して、新たに保護者等となる者を定めて別記様式第 2 による保護者等変更届を提出しなければならない。

第 3 章 学生証

(学生証の携帯)

第 6 条 学生は、本校において交付する学生証を常時携帯し、本校教職員の請求のあったときは、何時でもこれを提示しなければならない。

(返納)

第7条 学生は、学生証の有効期間が終了し、又は退学するときには、これを校長に返納しなければならない。

(再交付)

第8条 学生は、学生証を紛失し、又は毀損したときには、直ちに校長に届け出て、再交付を受けなければならない。

第4章 住居

(住居の届出)

第9条 学生は、自宅又は学寮より通学することを原則とする。ただし、特別の事由がある者に対して、別に定める下宿取扱要領に基づき下宿して通学することができる。

2 学生は、住所を変更したときは、別記様式第3によってその住所を校長に届け出なければならない。

第5章 休学、退学、欠席等

(休学)

第10条 学生は、疾病その他の事由により、継続して3か月以上修学することのできない見込みのときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、別記様式第4による休学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(復学)

第11条 休学した者が、休学の事由がなくなったことにより復学しようとするときは、別記様式第5による復学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第12条 学生が退学しようとするときは、別記様式第6による退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(改姓届)

第13条 学生は、改姓名その他一身上の異動があつたときは、直ちに別記様式第7による改姓届を校長に届け出なければならない。

(欠席届等)

第14条 学生は、欠席、欠課、遅刻又は早退しようとするときは、事前に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に届け出ができないときは、事後直ちに届け出なければならない。

(公的理由等による欠席)

第15条 学生は、就職試験、編入学試験、忌引、その他の公的理由等により欠席するときは、別記様式第8による公欠願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、クラブ活動及びプロジェクト活動に関する公欠は、クラブ部長及びプロジェクト責任者が「学生のクラブ活動等に係る対外試合参加、公欠について」を校長に提出し、

願い出るものとする。

2 公的理由等による欠席の取扱いについては、別に定めるものとする。

第6章 通学等

(原則)

第16条 学生は、通学許可を得た場合を除き、原動機付自転車、自動二輪車及び自動車(以下「自動車等」という。)による通学を禁止する。

(通学届)

第17条 学生(第1学年を除く。)が自動車等を使用して通学しようとするときは、別記様式第9又は別記様式第10による通学許可願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 自動車等による通学の許可基準は、別に定める。

(安全運転講習会)

第18条 自動車等で通学を許可された者は、年1回、安全運転講習会を受けなければならない。

(事故の届出)

第19条 学生は、道路交通に関する諸法令を遵守し、事故の防止に努めるとともに、事故が発生したときは直ちに校長に届け出なければならない。

第7章 服装等

(制服)

第20条 学生が登下校時及び授業を受ける場合は、別表に定める制服を着用するものとする。ただし、第3学年以上の学生については、特に指定した場合を除き、学生としての品位を損なわない服装をすることができる。

(徽章、襟章等)

第21条 徽章、襟章等については、別表のとおりとする。

第8章 健康診断

(健康診断)

第22条 学生は、毎年定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

(治療の命令)

第23条 校長は、必要に応じて、学生に治療を命ずることがある。

第9章 学生会等

(学生会)

第24条 本校に、本校の学生全員をもって構成する学生会を置くことができる。

2 学生は、入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

(学生会の目的)

第25条 学生会は、学校の指導のもとに、学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、本校の教育目的達成に資することを目的とする。

(学生会の規約)

第26条 学生会は、規約を制定して校長に届け出るものとする。規約の変更についても同様とする。

2 規約には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 構成
- (4) 組織
- (5) 役員の種類、任務及びその任期
- (6) 総会、評議会の機能と権限
- (7) クラブ（同好会を含む。以下同じ。）の種類とそれらの権限
- (8) 会費に関する事。
- (9) 会計に関する事。
- (10) 指導教員に関する事。
- (11) 会議の招集に関する事。
- (12) クラブ活動の連絡調整に関する事。
- (13) 役員の選挙に関する事。
- (14) 会議に関する事。
- (15) 事業計画及び予算決算に関する事。
- (16) 規約の改正に関する事。
- (17) 規約発効に関する事。

(事業及び予算の届出)

第27条 学生会は、毎年度、事業計画書及び収支予算書について校長に届け出し、また事業報告書及び収支決算書を校長に提出するものとする。

(学生会の指導)

第28条 学生会の指導については、学生主事が総括する。

2 学生会のクラブにおける活動の指導助言は、教員が当たるものとする。

(校外団体加盟)

第29条 学生会は、その目的の達成上必要があり、かつ、学生会の自主性が阻害されないと認めて校長が承認した場合にかぎり、校外団体に加盟することができる。

2 前項の承認を受けようとするときは、別記様式第11による校外団体参加願に当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項並びに参加の目的を記載した文書を添えて、校長に願い出るものとする。

3 学生会のクラブの単位をもって校外団体に参加しようとするときは、前2項の規定を準用する。

(校内団体結成)

第30条 学生が、本校の学生をもって会員とする学生会以外の団体を結成しようとするときは、団体の規約並びに会員の名簿を添え、代表責任者2名以上の署名捺印のうえ、校長に別記様式第12による学生団体結成願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の許可を与えるに当たっては、教員に当該活動の指導助言を当たらせるものとする。

第31条 前条に規定する団体が校外団体に参加しようとするときは、第29条の規定を準用する。

(校内団体解散)

第32条 第30条に規定する団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長がその解散を命ずることがある。

(学生主事経由)

第33条 第26条、第27条及び第29条から第31条までの規定により校長に提出する書類は、学生主事を経由するものとする。

第10章 集会、行事等

(集会、行事等)

第34条 学生及びその団体が、校内又は校外において、集会、催物その他の行事を行うようとする場合には、別記様式第13による集会等許可願を、1週間以前に、代表責任者から学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第35条 前条によって許可された行事について、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、校長はその中止を命ずることがある。

第11章 印刷物の発行及び掲示

(印刷物の発行、配布及び販売)

第36条 学生及びその団体が、校内又は校外において、雑誌、新聞、パンフレット等(以下「印刷物」という。)を配布し、又は販売しようとするときは、別記様式第14による印刷物発行(配布・販売)願に原稿又は当該印刷物を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(掲示)

第37条 学生及びその団体が、校内又は校外において、ビラ・ポスター類を掲示しようとするときは、別記様式第15による掲示願に当該掲示物又はその写を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項により許可を受けてビラ・ポスター類を掲示するときは、校内においては本校の定める掲示場に、学外においてはその許可を受けた場所に、それぞれ掲示しなければならない。

第12章 施設、設備の使用

(施設、設備の使用)

第38条 学生及びその団体が、本校の施設・設備を使用しようとする場合には、別記様式第16による施設、設備使用許可願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、第34条の規定により許可を得て、校内において集会のため施設、設備等を使用する場合、又は日常その使用を認められた施設・設備については、この限りでない。

2 学生及びその団体が、時間外に施設、設備を使用しようとする場合は、別記様式第17による施設時間外使用願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第13章 公序

(公序)

第39条 学生は、飲酒喫煙、不正受験、自動車等による無許可通学、自転車の無断使用、路上駐車等による迷惑行為、刑法犯罪、その他学生の本分に反する行為は、いかなる場所においてもこれを行ってはならない。

第14章 雑則

(雑則)

第40条 この準則に定めるもののほか、準則の施行に際して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この準則は、平成17年1月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この準則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成30年5月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この準則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第20条・第21条関係） 制服、徽章等の制式

制 服 指定の濃紺スーツ、スカート、スラックス、カッターシャツ、ベスト、セーター、ネクタイを適宜組み合わせて着用するものとする。

徽 章



襟 章 左側の襟に徽章を着用する。

校内章 学科、学年、姓(名)を明記した所定のものとし、校内において着用する。

履 物 学生は、登下校には品位をそこなわないような靴を着用するものとする。

別記様式第1（第3条関係）

入 学 誓 約 書

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

貴校に入学の上は学則等の諸規則が在学中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

年 月 日

(学 生)

学科名

氏 名

(自署)

年 月 日生

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」（令和3年2月18日理事長裁定）に基づき、上記の者が貴校に在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに変更届を提出いたします。

(保護者等)

住 所

学生との関係

氏 名

(自署)

緊急連絡先

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

年 月 日

保護者等変更届

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

学科名
入学年度
学 年
出席番号
氏 名

このたび下記のとおり保護者等を変更したのでお届けします。

記

変更理由

保護者等住所
学生との関係
氏 名

(自署)

.....

誓 約 書

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」（令和3年2月18日理事長裁定）に基づき、上記の者が貴校に在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに再提出いたします。

年 月 日

保護者等住所
学生との関係
氏 名

(自署)

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

別記様式第3（第9条関係）

年 月 日

住 所 （ 変 更 ） 届

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

学 科 名 _____

入学年度 _____

学 年 _____

出席番号 _____

氏 名 _____

私の住所は下記の通りですので、お届けします。

（私こと今般下記の通り、住所を変更しましたのでお届けします。）

記

現住所 ※建物・マンション名 まで記入すること	〒
（新住所） ※住所変更の場合、 この欄を記入すること	〒
電話番号	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり（連絡先電話番号は以下となります） (TEL : _____)
郵送先の変更について ※成績表や学納金引落等の 案内送付先	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 上記新住所 <input type="checkbox"/> 下記の住所に郵送して下さい
郵送先住所 ※建物・マンション名 まで記入すること	〒 ※原則、保護者の住所を指定してください。

※第1～3学年においては、新住所が下宿先（自宅や学寮以外のこと）の場合、別途「下宿等（新規・変更）許可願」の提出が必要です。

別記様式第4（第10条関係）

休 学 願

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

学級担任

年 月 日

学科名
入学年度
学 年
出席番号
氏 名
(自署)

年 月 日生

私こと今般下記事由により休学したいのでご許可くださいますようお願いいたします。

記

事由

(添付書類)

自 年 月 日

至 年 月 日

保護者等氏名

(自署)

※奨学生に該当（有・無）（○を付けてください。）

(注) 添付書類：診断書等

別記様式第5（第11条関係）

復 学 願

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

学級担任

年 月 日

学科名
入学年度
学 年
出席番号
氏 名
(自署)

年 月 日生

私こと休学中のところこのたびその事由が解消しましたので、
年 月
日より復学したいのでご許可くださいますようお願いいたします。

保護者等 氏名
(自署)

※奨学生に該当（有・無）（○を付けてください。）

(注) 添付書類：診断書等

別記様式第6（第12条関係）

退 学 願

学級担任

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

年 月 日

学科名
入学年度
学 年
出席番号
氏 名
(自署)

年 月 日生

私こと今般下記事由により退学したいのでご許可くださいますようお願いいたします。

記

事 由

退学希望日 年 月 日

保護者等 氏名
(自署)

※奨学生に該当（有・無）（○を付けてください。）

別記様式第7（第13条関係）

改 姓 届

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

学科名

入学年度

学 年

出席番号

氏 名

（自署）

保護者等氏名

（自署）

下記の事由により改姓しましたので、保護者等連署にてお届けします。

記

改姓事由

改姓年月日 年 月 日

新氏名

旧氏名

（注）改名その他一身上の異動があったときは、この様式に準じて提出すること。

別記様式第8（第15条関係）

公 欠 願

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

学級担任 (学科長)

年 月 日

学科名
学 年
出席番号
氏 名

下記の事由により欠席（欠課）したいので、公欠の取扱いをお願いします。

記

期 日 (1日の場合)	年 月 日 () 時限目から 時限目まで
期 間	年 月 日 () 時限目から 年 月 日 () 時限目まで
事 由	
備 考	

- * 進学、就職に関する公欠の場合は、事由を記入すると共に、備考欄に受験する大学名（企業名）、所在地（東京、名古屋等）、試験日を記入し、確認印は学科長に受けること。
- * 公欠願は、必ず事前に提出すること。
- * 忌引（父母近親の喪に服するとき）の場合は次表にも記入し、保護者等に氏名を自署してもらうこと。

死亡者氏名		続柄	
死 亡 日	年 月 日		
保護者等氏名 (自 署)			

(注) 公欠扱い期間：父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、曾祖父母・伯叔父母1日
(日数は、連続した日数（土日を含む。）とする。)

別記様式第9（第17条関係）

二輪通学許可願

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

学科名 _____ 学年 _____ 出席番号 _____

氏名 _____

住所 _____

私は、下記条件により二輪通学をしたいのでご許可くださいますようお願いいたします。

記

1 理由		
2 二輪車の種類	登録番号 (ナンバープレート)	メーカー
	排気量 _____ c c	車名
		色
3 運転免許証	免許の種類	交付公安委員会
	取得年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	番号 第 _____ 号
4 通学状況① 公共交通機関 及び自転車等	通学経路 自宅 → _____ → _____ → _____ → 学校	
	所要時間 () () () () (分) 計 時間 分	
	最寄駅名 _____ 駅	
5 通学状況② 二輪車	二輪車利用区間 自宅から学校まで ・ 自宅から最寄りの駅まで	
	直線距離 _____ km	事務チェック欄 _____ km
6 安全運転講習会受講回数	初回 _____ 年 _____ 月	2回目 _____ 年 _____ 月
7 備考		

<添付書類>

保護者等誓約書

免許証写し（両面）

自動車任意保険写し

通学経路地図

自動車損害賠償責任保険証明書（自賠責）写し

別記様式第9の2（別記様式第9関係）

保護者等誓約書

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

学科名 _____

学年 _____ 年

出席番号 _____ 席

氏名(自署) _____

上記の者が二輪通学を許可されました上は、交通関係法令を厳守させるとともに、事故を起こすようなことがありましても、学校にはご迷惑をおかけいたしません。

年 月 日

保護者等

住所 _____

氏名(自署) _____

保護者等誓約書

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

学科名 _____

学 年 _____ 年

出席番号 _____ 席

氏 名(自署) _____

上記の者が四輪通学を許可されました上は、交通関係法令を厳守させるとともに、事故を起こすようなことがありましても、学校にはご迷惑をおかけいたしません。

年 月 日

保護者等

住 所 _____

氏 名(自署) _____

別記様式第11（第29条関係）

校外団体参加願

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

学生主事	指導教員

年 月 日

下記のとおり校外団体に参加いたしたいのでご許可くださるよう関係文書を添えてお願いいたします。

校内団体名
代表責任者
学科名
入学年度
学 年
出席番号
氏 名

記

参加しようとする校外団体名	
その団体の目的規約及び役員	
その団体に参加しようとする目的	
その団体に参加しようとする意志を決定した手続の概要	
参加者の数及びその他参考となる事項	

（注）団体の規約、会員名簿を添付すること。

別記様式第12（第30条関係）

学 生 団 体 結 成 願

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

学生主事	指導教員

年 月 日

今般下記のとおり学生団体を結成したいのでご許可くださるよう関係文書を添えてお願い致します。

代表責任者

○学科名

入学年度

学 年

出席番号

氏 名

○学科名

入学年度

学 年

出席番号

氏 名

記

団 体 名	
指 導 教 員	
団 体 の 目 的	
団体の行う事業の概要	
団体の経費の概要	
その他参考となる事項	

(注) 団体の規約、会員名簿を添付すること。

別記様式第14（第36条関係）

印刷物等発行(配布・販売)願

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

学生主事	指導教員

年 月 日

学科名
入学年度
学 年
出席番号
氏 名

下記のとおり印刷物を発行(配布・販売)したいのでご許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 印刷物の種類
- 2 発行（配布・販売）しようとする目的及び方法
- 3 発行（配布・販売）しようとする部数・範囲及び売価
- 4 発行（配布・販売）しようとする期日（期間）

年 月 日から 年 月 日まで

(注) 印刷物を発行しようとするときは原稿1部、印刷物を配布又は販売しようとするときは当該印刷物2部を添付すること。

別記様式第15（第37条関係）

印刷物等掲示許可願

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

学生主事	指導教員

年 月 日

学科名
入学年度
学 年
出席番号
氏 名

下記のとおり印刷物等を掲示したいのでご許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 印刷物の種類
- 2 掲示しようとする目的及び方法
- 3 掲示しようとする部数・範囲
- 4 掲示しようとする期日（期間）

年 月 日から 年 月 日まで

（注） 印刷物等を添付すること。

別記様式第16（第38条関係）

施設・設備使用願

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

学生主事	指導教員

年 月 日

学科名
入学年度
学 年
出席番号
氏 名

下記のとおり施設・設備を使用したいのでご許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 使用施設・設備の名称
- 2 使用目的
- 3 使用期間 年 月 日（ ） 時 分から
時 分まで

別記様式第17（第38条関係）

施設時間外使用願

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

年 月 日

指導教員 又は 監督者	職 名	氏 名	印
学 生 氏 名	学年・学科	氏 名	通学生 寮生の別
			通・寮
使用日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分		
使用場所 ・ 施設			
使用目的	1 卒業研究 2 その他 ()		
備 考			

(注) 通学生、寮生の別及び使用目的が卒業研究の場合には、該当事項に○を付けること。